

令和4年度

中山間地域等直接支払制度
実施状況

津山市

中山間地域等直接支払制度について

■ 趣 旨

国土の保全・洪水等の防止・緑豊かな景観の形成等、大切な役割を果たす中山間地域の農業においては、農業生産活動を支える担い手の高齢化・減少により耕作放棄が増加し、農業の多面的機能の低下が懸念されている。

このため、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金を令和 6 年度まで交付する。

■ 取り組み概要

津山市の対象農用地約 2,490ha の内、集落協定農用地約 1,487ha となっており、約 59% の締結率となっている。集落協定数は 135 となっている。集落協定面積については、令和 3 年度 14,665,035 m²に対し、令和 4 年度 14,874,377 m²となり増加となっている。また、協定参加者については、令和 3 年度 2,320 人に対し令和 4 年度 2,331 人となり微増となっている。

■ 交付地域及び対象農用地

下記に示す地域内に存在し、傾斜等の条件を満たす**農振農用地**であって、**1ha 以上まとまって存在、もしくは共同で農用地保全管理活動が行われる複数の団地の合計面積が 1ha 以上の農用地**

対象地域			傾斜等の条件
法による区分		津山市内での該当地域	
一般地域	8 法指定地域	旧高田村、旧一宮村、旧加茂町全域、旧阿波村全域、旧勝北町全域、旧久米町全域	急傾斜農用地 (田 1/20 以上、畑等 15 度以上) 自然条件により小区画・不整形な田 (物理的に圃場整備ができない田) 緩傾斜農用地 (田 1/100 以上、畑等 8 度以上)
	指定棚田地域	津山市、一宮村、田邑村、高野村、東一宮村、神庭村、高倉村、高田村、加茂町、上加茂村、阿波村、新野村、広戸村、勝加茂村、広野村、滝尾村、高取村、大崎村、河辺村、大井西村、大東村、久米村、倭文村	急傾斜農用地 (田 1/20 以上、畑等 15 度以上) 上記の農用地と物理的に連担している緩傾斜農用地であって、市長が特に必要と認めるもの (田 1/100 以上、畑等 8 度以上)
知事特認地域	農林統計上の中山間地域	旧滝尾村、旧大崎村、旧神庭村、旧勝加茂村 2-1	急傾斜農用地 (田 1/20 以上、畑等 15 度以上) 自然条件により小区画・不整形な田 (物理的に圃場整備ができない田)
	8 法指定地域に地理的に隣接する農業センサス集落 (農業センサスの調査区の単位)	靱保集落、押淵集落、荒神山集落、福田集落、種集落、平尾集落、上采・吉采集落、榎集落、宿集落、岩子集落、見内集落、丸林集落、東山方集落、西山方集落、上高倉集落、下高倉西 2 区集落、	緩傾斜農用地 (田 1/100 以上、畑等 8 度以上)

		見内原集落、瓜生原集落、堂尾集落、近長集落、田熊上集落、上土居集落、中土居集落、田熊川下集落	
--	--	--	--

■ 交付対象者

交付地域及び対象農用地に該当する農用地の所有者等により集落協定を結び、その協定に基づき5年以上継続して農業生産活動（水稻・転作作物の作付、及び調整水田・耕起・緑肥作物の栽培や堆肥の散布等による管理休耕）を行う農業者等

■ 集落協定

農用地の所有者等全員で、10～15年後の集落のあるべき姿を検討し、その実現に向けて一定の方針と計画を定める。一団の農用地内の農用地について集落協定に基づき管理し、保全することが必要である。

■ 交付対象行為

下記取り組みについて協定集落全体で取り組む。

活動項目				活動水準（5年間以上の継続を要する）	交付単価		
通常単価の交付要件	交付単価8割水準の交付要件	必須事項	①適正な耕作放棄の防止等の活動	適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、荒廃農地の復旧や畜産的利用、高齢農家・離農者の農用地の賃借権設定、法面保護・改修、鳥獣被害の防止、林地化等	急傾斜田： 16,800円 畑： 9,200円		
			②適正な道・水路等の管理活動				適切な施設の管理・補修(泥上げ、草刈り等)
			③集落マスタープランの作成				1. 10～15年後実現を目途とした集落の自律的な農業生産活動等の体制整備として目指すべき将来像の目標を作成 2. 集落における現況把握と将来像実現に向けた5年間の活動計画を作成・実行
		選択的必須事項（1項目以上選択）	①国土保全機能を高める取組	土壌流亡に配慮した営農の実施、農用地と一体となった周辺林地の管理等	緩傾斜田： 6,400円 畑： 2,800円		
			②保健休養機能を高める取組				景観作物の作付け、市民農園・体験農園の設置、棚田のオーナー制度、グリーン・ツーリズム
			③自然生態系の保全に資する取組				魚類・昆虫類の保護(ビオトープの確保)、鳥類の餌場の確保、粗放的畜産、環境の保全に資する活動
	交付単価10割水準	必須事項	集落戦略の作成	6～10年後の協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、協定参加者で話し合いを重ね、将来的に維持すべき農用地を明確化し、その農用地をどのような手法で守っていくかについて合意形成を図り、それら農用地の維持に向けた担い手の確保等の取組を推進するための戦略を作成	急傾斜田： 21,000円 畑： 11,500円 緩傾斜		

	の 交 付 要 件				田： 8,000 円 畑： 3,500 円
--	-----------------------	--	--	--	--------------------------------

(注) 上記の他に特に積極的な活動に対しては加算措置もあります。

管内	区分	地区 №	集落協定名	協定 認定 年度	協定 変更 年度	協定 参加 者	うち 農 業 者	協定締結 面 積	交付対象 協定面積							急傾斜 交付金額 (円)	緩傾斜 交付金額 (円)	緩傾斜 交付金額 (畑)	加算措置 交付金額	交付金額	農業生産活動等として取り組むべき事項						体制整備と して取り組 むべき事項	加算措置					備考欄	
										田面積 計	急傾斜 面 積	緩傾斜 面 積	畑面積 計	急傾斜 面 積	緩傾斜 面 積						必須事項（農業生産活動等）		選択的必須事項（多面的機能を増進する活動）					柳田地 域振興 活動加 算	超急傾 斜農地 保全管 理加算	集落協 定広域 化加算	集落機 能強化 加算	生産性 向上加 算		
																					適正な 耕作放 棄の防 止等の 活動	適正な 道・水 路等の 管理活 動	集落マ スター プラン の作成	国土保 全機能 を高め る取組	保健休 養機能 を高め る取組	自然生 態系の 保全に 資する 取組								
津山地区	一般	1	大篠上	2	3	18	17	135,785	135,785	135,785	117,758	18,027				2,472,918	144,216			2,617,134	○	○	○	○	○	○		○						
	一般	2	上横野京殿	2	3	11	11	48,999	48,999	48,999	13,419	35,580				281,799	284,640			566,439	○	○	○		○	○		○						
	一般	3	上横野四	2	4	24	24	103,673	103,673	98,488	47,741	50,747	5,185		5,185	1,002,561	405,976	18,147		1,426,684	○	○	○		○	○		○						
	一般	4	溝黒	2	3	17	17	83,432	83,432	83,432	13,639	69,793				286,419	558,344			844,763	○	○	○		○	○		○						
	一般	5	上横野山田	2	3	12	7	38,344	38,344	38,344	37,267	1,077				782,607	8,616			791,223	○	○	○		○	○		○						
	一般	6	上横野高田	2	3	16	16	69,875	69,875	68,269	22,396	45,873	1,606		1,606	470,316	366,984	5,621		842,921	○	○	○	○		○		○						
	併存	7	津山市上横野奥谷	2	3	11	11	33,943	33,943	33,943	28,081	5,862				589,701	46,896			636,597	○	○	○	○		○		○						
	一般	8	上横野上峪・谷口	2	4	27	27	148,784	148,784	147,879	107,875	40,004	905		905	2,265,375	320,032	3,167		2,588,574	○	○	○	○		○		○						
	一般	9	田辺	2	3	29	28	279,774	279,774	277,415	25,031	252,384	2,359		2,359	525,651	2,019,072	8,256		2,552,979	○	○	○	○		○		○						
	一般	10	西田辺	2	3	14	14	101,029	101,029	99,613	39,262	60,351	1,416		1,416	824,502	482,808	4,956		1,312,266	○	○	○	○		○		○						
	一般	12	岩子湯谷	2	3	7	7	32,648	32,648	32,648	18,334	14,314				385,014	114,512			499,526	○	○	○	○		○		○						
	併存	13	上田邑丸林	2	3	17	16	56,068	56,068	56,068	43,537	12,531				914,277	100,248			1,014,525	○	○	○	○	○	○		○			○			
	一般	14	堀坂下	2		19	18	40,465	40,465	38,709	38,709		1,756		1,756	812,889		6,146		819,035	○	○	○	○		○		○						
	一般	15	吉見八代	2	3	12	12	65,117	65,117	65,117	65,117					1,367,457			26,112	1,393,569	○	○	○		○	○		○						
	併存	16	津山市吉見	2	3	43	43	229,791	229,791	221,920	146,493	75,427	7,871		7,871	3,076,353	603,416	27,546		3,707,315	○	○	○	○		○		○						
	併存	17	植木	2	3	29	29	78,746	78,746	78,746	49,982	28,764				1,049,622	230,112			1,279,734	○	○	○	○		○		○						
	併存	18	名坂中	2	3	20	20	110,096	110,096	110,096	79,335	30,761				1,666,035	246,088			1,912,123	○	○	○	○		○		○						
	併存	19	中山間地綾部西	2	3	48	47	411,227	411,227	411,227	248,433	162,794				5,217,093	1,302,352		1,233,681	7,753,126	○	○	○	○	○	○		○			○			
	併存	20	草加部京原	2	3	18	18	61,303	61,303	61,303	45,946	15,357				964,866	122,856			1,087,722	○	○	○	○		○		○						
	併存	21	草加部下高倉東	2		13	11	99,664	99,664	99,664	73,510	26,154				1,543,710	209,232		298,992	2,051,934	○	○	○	○		○		○			○			
	併存	22	平尾	2	3	11	11	48,968	48,968	48,968	33,954	15,014				713,034	120,112			833,146	○	○	○	○		○		○						
	一般	23	宿	2	3	7	7	25,150	25,150	25,150	25,150					528,150				528,150	○	○	○	○	○	○		○						
	一般	24	瓜生原（見内原）	2	3	8	8	33,599	33,599	33,599	33,599					705,579				705,579	○	○	○	○		○		○						
	一般	25	種一ツ橋	2	3	7	7	18,300	18,300	18,300	18,300					384,300				384,300	○	○	○	○		○		○						
	併存	26	荒神山	2	3	9	9	54,645	54,645	54,645	5,145	49,500				108,045	396,000			504,045	○	○	○	○		○		○						
	併存	27	河内田	2	3	20	13	33,854	33,854	32,115	10,134	21,981	1,739		1,739	212,814	175,848	6,086		394,748	○	○	○	○		○		○						
	併存	28	彼岸田大成	2	3	8	8	82,631	82,631	82,631	44,182	38,449				927,822	307,592			1,235,414	○	○	○	○		○		○						
	一般	29	たなべ第二	2	4	8	8	35,553	35,553	35,553	26,084	9,469				547,764	75,752			623,516	○	○	○	○		○		○						
	併存	30	上高倉中山間農地保全会	2	3	45	42	313,779	313,779	313,779	72,074	241,705				1,513,554	1,933,640			3,447,194	○	○	○	○	○	○		○						
	併存	31	津山東部地域	2	4	14	12	285,545	285,545	285,232	100,947	184,285	313		313	2,119,887	1,474,280	1,095	1,762,620	5,357,882	○	○	○	○		○		○		○	○			
	一般	33	川東中山間	4		7	7	70,545	70,545	70,545	70,545					1,481,445				1,481,445	○	○	○	○		○		○						
	併存	34	柳保	4		5	5	59,177	59,177	59,177	12,671	46,506				266,091	372,048			638,139	○	○	○	○		○		○						
合計（32集落）						554	530	3,290,509	3,290,509	3,267,359	1,714,650	1,552,709	23,150		23,150	36,007,650	12,421,672	81,020	3,321,405	51,831,747	32	32	32	25	4	14	32		2		1	3		
加茂地区	一般	1	物見奥土居	2	3	15	15	50,214	50,214	50,214	49,510	704				1,039,710	5,632			1,045,342	○	○	○	○	○	○		○						
	一般	2	物見下	2	3	8	8	48,228	48,228	48,228	32,777	15,451																						

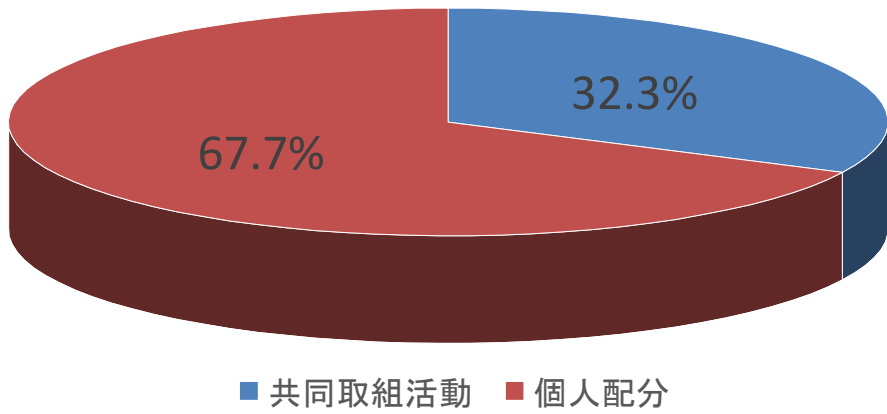
管内	区分	地区 №	集落協定名	協定 認定 年度	協定 変更 年度	協定 参加 者	うち 農 業 者	協定締結 面 積	交付対象 協定面積				畑面積 計	急傾斜 面 積	緩傾斜 面 積	急傾斜 交付金額 (円)	緩傾斜 交付金額 (円)	緩傾斜 交付金額 (畑)	加算措置 交付金額	交付金額	農業生産活動等として取り組むべき事項						体制整備と して取り組 むべき事項	加算措置					備考欄
										田面積 計	急傾斜 面 積	緩傾斜 面 積									必須事項（農業生産活動等）		選択的必須事項（多面的機能を増進する活動）					集落戦略の 作成	棚田地域振興 活動加算	超急傾斜農地 保全管理加算	集落協定広域化加算	集落機能強化加算	
																					適正な耕作放棄の防止等の活動	適正な道・水路等の管理活動	集落マスタープランの作成	国土保全機能をもとめる取組	保健・養育機能をもとめる取組	自然生態系の保全に資する取組							
阿波地区	一般	1	下沢	2	4	29	28	179,941	179,941	179,941	121,821	58,120				2,558,241	464,960			3,023,201	○	○	○	○	○		○						
	一般	2	阿波中土居	2	3	13	12	94,005	94,005	94,005	50,371	43,634				1,057,791	349,072			1,406,863	○	○	○	○		○							
	一般	3	大畑	2	3	13	12	64,819	64,819	64,819	34,820	29,999				731,220	239,992			971,212	○	○	○		○	○							
	一般	4	尾所	2	3	14	12	125,035	125,035	124,162	121,836	2,326	873		873	2,046,806	14,886	2,444		2,064,136	○	○	○	○		○							
	一般	5	大高下	2	3	16	12	88,142	88,142	88,142	18,079	70,063				379,659	560,504			940,163	○	○	○	○		○							
	一般	6	竹之下	2	3	15	14	121,070	121,070	121,070	55,507	65,563				1,165,647	524,504			1,690,151	○	○	○	○		○							
	一般	7	大杉	2	3	11	9	70,302	70,302	70,302	8,900	61,402				186,900	491,216			678,116	○	○	○	○		○							
合計（7集落）						111	99	743,314	743,314	742,441	411,334	331,107	873		873	8,126,264	2,645,134	2,444		10,773,842	7	7	7	6	2		6						
勝北地区	一般	1	市場2	2	3	10	9	88,679	88,679	88,679	88,679					1,862,259			1,862,259	○	○	○	○		○								
	一般	2	市場	2	3	32	32	204,496	204,496	204,496	123,634	80,862				2,596,314	646,896			3,243,210	○	○	○	○		○							
	一般	3	上野池	2		7	7	31,124	31,124	31,124	31,124					653,604			653,604	○	○	○	○		○								
	一般	4	案内	2	3	48	46	366,872	366,872	366,872	189,469	177,403				3,978,849	1,419,224			5,398,073	○	○	○	○		○							
	一般	5	西村	2	3	18	18	148,238	148,238	148,238	143,155	5,083				3,006,255	40,664			3,046,919	○	○	○	○		○							
	一般	6	大吉	2	3	48	48	385,583	385,583	385,583	306,995	78,588				6,446,895	628,704	833,892		7,909,491	○	○	○	○		○			○				
	一般	7	川東	2	4	30	29	213,487	213,487	210,647	29,194	181,453	2,840		2,840	613,074	1,451,624	9,939		2,074,637	○	○	○	○		○							
	一般	8	大岩	2		31	31	362,572	362,572	357,518	356,467	1,051	5,054		5,054	7,485,807	8,408	17,688	867,990	8,379,893	○	○	○			○	○		○				
	一般	9	西上	2	3	43	43	299,008	299,008	299,008	297,004	2,004				6,237,084	16,032		433,500	6,686,616	○	○	○		○	○		○		○			
	一般	10	西中1	2	3	31	30	199,310	199,310	199,310	34,001	165,309				714,021	1,322,472			2,036,493	○	○	○	○		○							
	一般	11	西中3	2	3	30	29	291,330	291,330	291,330	9,216	282,114				193,536	2,256,912			2,450,448	○	○	○	○		○	○		○				
	一般	12	西下	2	3	56	55	397,988	397,988	397,988	47,360	350,628				994,560	2,805,024			3,799,584	○	○	○	○		○	○		○				
	一般	13	新野山形	2	3	69	67	489,209	489,209	489,209	465,048	24,161				9,766,008	193,288	962,856		10,922,152	○	○	○	○		○	○		○				
	一般	14	新野山形赤行	2	3	22	21	115,660	115,660	115,660	8,789	106,871				184,569	854,968			1,039,537	○	○	○	○		○	○		○				
	一般	15	津山市新野山形—1	2	3	44	44	263,442	263,442	263,442	259,247	4,195				5,444,187	33,560			5,477,747	○	○	○	○		○	○		○				
	一般	16	新野山形第3	2	3	4	4	19,512	19,512	19,512	19,512					409,752			409,752	○	○	○	○		○	○		○					
	一般	17	新野山形西	2	3	29	29	133,450	133,450	133,450	133,450					2,802,450		124,620	2,927,070	○	○	○	○		○	○		○					
	一般	18	新野山形黒目	2	3	9	8	17,073	17,073	17,073	13,836	3,237				290,556	25,896			316,452	○	○	○	○		○	○		○				
	一般	19	奥津川	2	3	4	4	21,395	21,395	21,395	21,395					449,295			449,295	○	○	○	○		○	○		○					
	一般	20	山形林	2	3	9	9	30,536	30,536	29,284	29,284		1,252		1,252	614,964		4,382	619,346	○	○	○	○		○	○		○					
	一般	21	ニタ松	2	3	9	9	17,677	17,677	17,677		17,677					141,416		53,031	194,447	○	○	○	○		○	○		○			○	
	一般	22	木山	2	3	14	13	65,214	65,214	65,214	26,933	38,281				565,593	306,248	195,642	1,067,483	○	○	○	○		○	○		○				○	
	一般	23	ドンドン	2	3	4	4	17,970	17,970	17,970		17,970					143,760	53,910		197,670	○	○	○	○		○	○		○			○	
	一般	24	久本	2	4	82	82	446,682	446,682	446,682	332	446,350				6,972	3,570,800			3,577,772	○	○	○	○	○	○		○					
	一般	25	酢合田	2	4	9	9	52,295	52,295	52,295	40,616	11,679				852,936	93,432	156,885		1,103,253	○	○	○		○	○		○				○	
	一般	26	原	2	3	10	10	55,222	55,222	55,222	11,958	43,264				251,118	346,112			597,230	○	○	○			○	○		○				
	一般	27	原東	2	3	10	9	59,685	59,685	59,685	31,720	27,965				666,120	223,720			889,840	○	○	○			○	○		○				
合計（27集落）						712	699	4,793,709	4,793,709	4,784,563	2,718,418	2,066,145	9,146		9,146	57,																	

1.交付金の配分割合

令和4年度交付金の配分割合については、共同取組活動に、32.3%、個人配分に67.7%となっている。

	令和4年度		令和3年度	
	共同取組活動	個人配分	共同取組活動	個人配分
津山市	32.3%	67.7%	33.1%	66.9%

(図) 集落協定における交付金の配分割合



共同取組活動へ配分された交付金の配分割合別集落協定数については、配分割合が25%未満が54協定(40.0%)と最も多くなっている。

また、共同取組活動に100%を配分している協定が4協定(3.0%)ある一方で、共同取組活動への配分をしていない協定は2協定(1.5%)となっている。

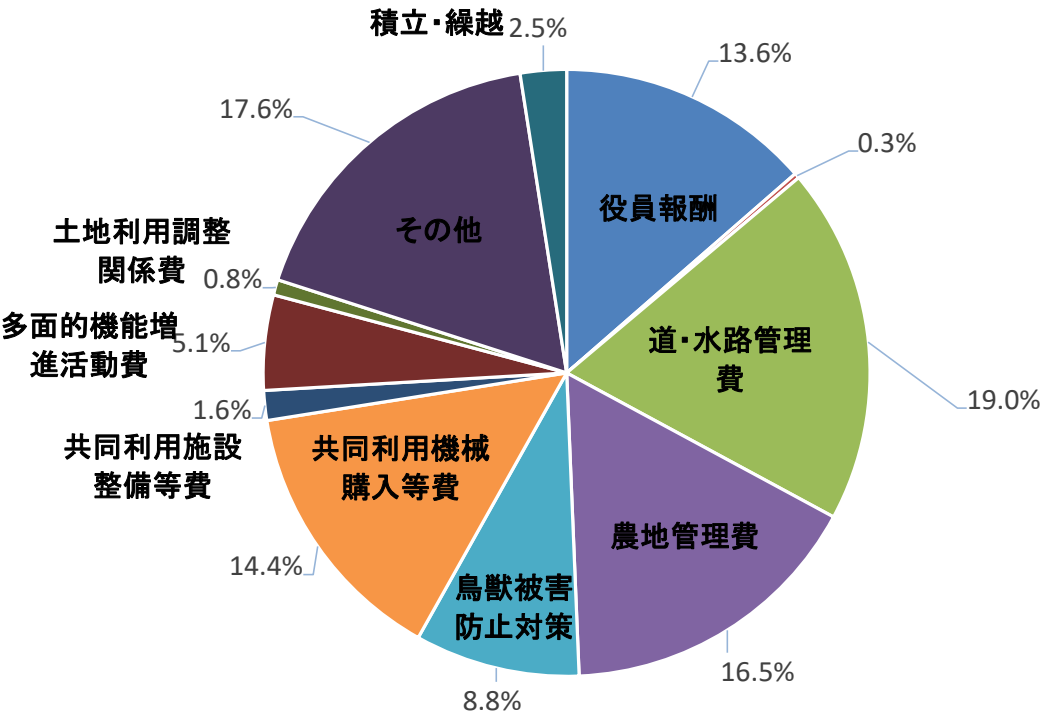
	計	共同取組活動への配分割合別集落協定数					
		0%	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%
津山市							
協定数	135	2	54	39	34	2	4
割合	100%	1.5%	40.0%	28.9%	25.2%	1.5%	3.0%

2.共同取組活動に配分された交付金の使途

共同取組活動に配分された交付金の支出割合については、「道・水路管理費」が19.0%と最も多く、次いで「その他」が17.6%、「農地管理費」が16.5%となっている。

	集落協定総数	役員報酬	研修会等費	道・水路管理費	農地管理費	鳥獣被害 防止対策 費	共同利用 機械購入 等費	共同利用 施設整備 等費	多面的機 能増進活 動費	土地利用 調整関係 費	法人設立 関係費	農産物等 の販売促 進関係費	都市住民と の交流促 進関係費	その他	積立・繰越
協定数	135	130	7	88	55	58	32	6	64	1	0	0	0	100	18
(総数に占める割合)		(96.3%)	(5.2%)	(65.2%)	(40.7%)	(43.0%)	(23.7%)	(4.4%)	(47.4%)	(0.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(74.1%)	(13.3%)
支出割合	100.0%	13.6%	0.3%	19.0%	16.5%	8.8%	14.4%	1.6%	5.1%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	17.6%	2.5%

(図)共同取組活動の交付金の使途(支出割合)



※「支出割合」とは、交付金交付額のうち、共同取組活動分に占める使途別割合である。
「農地管理費」とは、畦畔の管理や法面点検、耕作放棄地の復旧等の農地管理に係る費用。
「多面的機能推進活動費」とは、多面的機能の増進につながる活動に係る費用。
「その他」とは、事務消耗品費や総会費等に係る費用。